

# 令和6年度 軽自動車税（種別割）の税率

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎773・6668

## 原付・軽二輪・小型二輪・小型特殊などの税率

車種区分		税率	車種区分		税率
原付	50cc以下（一般原付）	2,000円	軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600円
	0.6kw以下（特定原付）		小型二輪（250cc超）		6,000円
	50cc超90cc以下	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	90cc超125cc以下			その他のもの	5,900円
	ミニカー	3,700円	雪上車		3,600円

## 三輪・四輪以上の軽自動車 新車登録年月は車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

新車登録年月		平成23年3月まで	平成23年4月から平成27年3月まで	平成27年4月以降	令和5年4月～令和6年3月のうちグリーン化特例（軽課）対象車			
課税区分 車種区分		重課	旧標準税率	標準税率	① 75%軽減	② 50%軽減	③ 25%軽減	
三輪		4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
						乗用営業用のみ適用		
四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	適用なし	適用なし
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	適用なし	適用なし
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	適用なし	適用なし

### グリーン化特例制度（軽自動車税の軽課・重課）

**軽課税率** 各燃費基準を達成した四輪・三輪の軽自動車について、新車登録年度の翌年度に限り軽課税率が適用されます。各燃費性能の達成状況は、車検証（電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」）の備考欄に記載があります。

**対象車** ①～③のいずれかの条件を満たすもの

①75%軽減：電気軽自動車・天然ガス軽自動車

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制10%以上低減に限る

②50%軽減：（乗用営業用のみ）令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車

③25%軽減：（乗用営業用のみ）令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成車

※②③は、平成30年排出ガス規制50%低減または平成17年排出ガス規制75%低減達成車に限る

**重課税率** 新車登録後13年が経過した軽自動車に適用されます

